労働基準監督署長 殿

必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

様式第8号(表面)

業務災害用

労働者災害補償保険

第

口

折り曲げる場合には(◀の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

8

ヌ

印の欄は記入しないでくださ

6

ソ

夕

 \Box

③ 労	働者	の	職種		33負傷又	は発病の間	寺刻		34)∓	均賃金	(算定	勺訳別	紙1の	つとお	り)] =			$\stackrel{-}{\sim}$	
					午前午後	B	寺	分頃				円			銭		る紙1	賃のご	た紙1	傷定
35所定	労働時	間	午前後	時	分からな	F前 F	寺	分まで	36	休業補償別支給。	(給付額、 金額の改	休業特 女定比率	を を に に に に に に に に に に に に に	ョ 給 与 書のとお	額)	の 派付してください。 例した日(別紙2において「一部休業日」という。) 例した日(別紙2において「一部休業日」という。) の 欄の 賃金を受けなかった日」のうちに巻	均②(賃欄? 金に	のを算を存む	に① 休欄 業に:	た 目を間
③0災害	の原因	及び多 	* 生状涉		ような場所で(い) 態があって(お) ど											しい の に い の が を が を が も で り も り も り り も り も り も り も り も り も り	に相当して	こ基 えるか	した期に、平	徐にて 負
																だ2の賃 さにた金 いおめを	する額	場ら	間がある	記載した
																。 い 所 受 に デ け か な た か た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ	を記載	記載し	り、その算定	てくだ
																一部休置の	してく	、定した	の期間基礎期間	さい。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
																	ださい。	ボースの関係である。	限びる間中に変	及 び 30
																いう。	*。欄(別金にお	美務外の)欄につ
																部分に	この算	賃金の	明中に受の傷病の	については、
) が含まれる場) が含まれる場	正方法!	及び賃金の内訳をに相当する額が平	叉けたほの療養等	当該
																四 (四) (三) (二) か そ 別 (32)	((→ (-) (-) (-) (-) (+) (+) (+) (+) (+) (+) (+) (+) (+) (+	五、第二 第二 第二	二(そ⑦(四、 (一) 、請求
	(1) 1	二 7 法 /	年金番	: 무			口) 챎	· (保険者資格	の取得	年11日		年	 月		日	かった期間の全部又は一部が離職前にある場合、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要は、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要は、別紙1(平均賃金算での訳)は付する必要は、図欄から図欄まで及び図欄は記載する必要	て記20、1	一回目に	の、 他 (19	が横には
@	(1) 4	s we	十亚王	7			厚点	生年金	保険		イロ		害 厚 年 華			別の申りのでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1020	後のま	·資 ② 料 を ®	は、その中請人)
38 厚等	(/)			年 金	:の種	類		民 年 員 保	金ん	去 の 去 の		障 _ 障_害. 障	害 ^年 _基_礎 害 年	F 金 _年_金 F 金		三部では一里部では、これのでは、これ	くだ③欄	頭求 (ま	る 派 付 ③	カ 者のな
厚生年金保険等の受給関係	当該	傷病		障	害 等	級									級	は一部が離れている。 は一部が離れている。 は一部がかれている。 はいまたい はいまん できる 横はる かんしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	(に) (に)	甲請)	してくの	紹別 付加 其入
金段		て支		支給さ	れる年金	の額									円	がでいるは記載を	ては	のは、場あ	だ横の	霊礎日で
陝 馀		類等			ることとなった				年		月		月	<u> </u>	_	職る付載前場すす	前	合りまり	い事: 項	額ある
					番号及び厚生 証書の年金		-							-	<u> </u>	 に合るる あっま	回(の	はせん。	を証	記と載き
				所轄年	金事務所等											■勿食はは	、		明す	しは、
							-									ロのめめ をたりり でためまま	求又は申請		ること	くだと
								表面の記	己入枠	 肖	ij	勻				台を除く。)にのために労働でありません。	計議		がで	してください。
								を訂正し	たと					印		16- 6	。 の 分に		きる書	
								きの訂正	E印欄	加		勻	产			はき、な	2		類	

本業主の証明は受ける必要はありません。 事業主の託名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄と、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄と要はありません。 「実験をして、体業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、®欄は記載するで、体業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、®欄は記載するで、体業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、®欄は記載するで、本業主の証明は受ける必要はありません。

社会保険 労務 士記 載 欄 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏 名 電 話 番 号 印

	労	働	保	険	番	号	氏	名	災害発	生年月	日
府 県	所掌	管 轄	基	幹 番	号	枝番号			-		_
					i				年	月	H

平均賃金算定内訳

									<u> </u>		<u> </u>	→ H/ \		(9	片働基準法第	12条参照	照のこと。	_)
雇	入	年	月日			年		月	E	∃	常用	日雇の	つ別		常用	・日	雇	
賃	金支	え 給	方法	;		合・週給	i・日	給・時間				その他請			金締切日	毎月		Ħ
		賃	金計	算事	期間		月 月	目から 日まで			日から 日まで	月 月		から まで		計		
	月よ	総		日	数			日			日				(1)			Ħ
	・って		基	本 1	賃 金	:		円			円			円			F	円
	そ支 の払っ				手 当	 i												
A	他一たも	賃		 =	· 手 当	 i												
	んの期																	
	間に	金							.									
				 計				 円	.		· 円				()			 円
	$\vdash \vdash$		 金 計				月	目から	月		目から	月		から	(-)	計		_1
	日他						月	日まで			目まで	月	日	まで	(A	рI		_
	若の計	総		日 一	数 ***			<u> </u>			日				(1)			
	く 負 は 制 に	労	働	日	数			<u></u>			日				()			Ε
	附よっ		基		賃 金			円	.		円			円			۱	円
В	なは大	賃			手 当	i 			.									
	来払高っ	-		<u>.</u>	手 当	i 			.									
	払た制も	金				_			.									
	そのの	710-																
				計				円			円			円	(=)		F	Э
	総			割	ŀ			円			円			円	(1)		F	円
	平	均	賃	金	È	賃金	企総額	頁(ホ)		円÷終	沿数(イ)	=	=		円	£	銭
3	最低保			金の	計算			_		_								
		M の(ロ)						総日数(イ)			_		円田		銭 (ト)			
		3の(二) (~)	-)				リーチ 長十()	労働日数(/ ト)		× 60 100 銭 =	· == =		円円		銭(最低保	·障平均	匀賃金)	
				第1-				期間			数又は	(ろ) 賃		総	額平均賃		***)
	日雇い る者の			は第の場	52号	 ,	 月	日から	上"/ 为	働 総	:_日_数 日				円			<u>ノ</u> 銭
	(昭和			第3号	号の		月 県労	日まで 働局長が	定める	 金額		'			1 1	'		吗 円
	省告示		2号	第4				業又は暗										_
に」	よる。))		場場	合	都道府	県労	働局長が	定めた	金額								円
漁働(省2	業者召告条 ひ平24第よ	林均年5る	労金働第)			金協定額 年 月	iの 日	年	月	日	職種		平	均賃	金協定額		ŀ	円
(D 賃	金計	算期間	引のう	- ち業	務外の個	易病の	の療養等	のため休	大業し7	た期間	の日数及	とびその	の期	間中の賃金	を業務	务	_
								_							した平均質	重金		
	(資 ₂	金の新	総額(刀		栗し -	た期间に	ኒያንአን ን	る②の(リ 円) ÷		総日数日		-休業しだ 日)		2)0)(チ)) 円	金	浅	
	,			, ,				1 4/	`	-		/			, ,	_	~	

2	業務外の傷病の療え	養等のた &	か休業し	た期間						
	及びその期間中の分	賃金の内	訳							
賃:	金計算期間	月	日から	月	日から	月	日から		計	
光效加	の傷病の療養等のため	月	日まで	月	日まで	月	日まで			
	た期間の日数		日		目		日	(F)	日	
業休	基本賃金		円		円		円		円	
務業 外し	手 当									
の 傷期	手 当									
病間の中										
療の 養賃										
等金の										
ため	計		円		円		円	(IJ)	円	
休	業 の 事 由									

_	支	払	年	月	日		支	払	額	
3		年		月		日				円
特		年		月		日				円
別給		年		月		日				円
与与		年		月		日				円
0		年		月		日				円
額		年		月		日				円
		年		月		日				円

[注 意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。